

## 浜松市都市計画公聴会運営要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、浜松市都市計画公聴会規則（平成14年12月24日規則第106号。以下「規則」という。）に規定する事項のほか、浜松市都市計画公聴会（以下「公聴会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領における用語の意義は、規則において使用する用語と同一のものとする。

### (公聴会の開催)

第3条 市長は、都市計画案を作成しようとするときは、原則として、公聴会を開催するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 都市計画法施行規則第13条の2に規定する都市計画の軽易な変更に該当する場合
- (2) 都市計画に係る説明会において、公開の場での意見陳述の機会が十分確保されている場合

2 市長は、次の各号に掲げる場合は公聴会の開催を中止するものとする。

- (1) 公聴会の開催期日の1週間前までに、規則第4条第2項に規定する書面（以下「公述申出書」という。）が提出されなかった場合
- (2) 公聴会の運営に関する会議（以下「運営会議」という。）において、提出されたすべての公述申出書の意見の要旨が、都市計画案に準拠していないと判断された場合

### (住民への周知)

第4条 市長は、規則第3条に規定する公告のほか、次に掲げる方法のうち1以上の方法により、同条各号に定める事項について住民への周知を行うものとする。

- (1) 広報はままつへの登載
- (2) インターネットによる浜松市のホームページへの掲載
- (3) 新聞、テレビ、ラジオ等による広報
- (4) チラシ等の配布

2 前項の周知は、原則として本市の区域内に住所を有する者及び利害関係人に対して行うものとする。

### (公述等の申出に関する事項)

第5条 公述申出書は、第1号様式によるものとする。

2 申出者（規則第4条の規定により、都市計画案に関して意見を述べることを希望する者をいう。以下同じ。）は、規則第8条の規定により、文書による意見の提示を希望するときは、文書による意見提示申出書（第2号様式）を、公述申出書と併せて提出しなければならない。

3 前項の規定により、文書による意見の提示を申し出る者は、公述申出書とは別に、文書による意見を提出することができる。この場合、文書による意見は、公述申出書と併

せて提出しなければならない。

4 申出者は、規則第8条の規定により、代理人による発言を希望するときは、代理人による意見陳述申出書（第3号様式）を、公述申出書と併せて提出しなければならない。

5 前各項の書面は、郵送又は持参により、浜松市都市整備部都市計画課（以下「都市計画課」という。）に提出しなければならない。

6 前項の書面の提出は、郵送の場合においては期日当日までの消印が押印されたものを有効とし、持参の場合においては期日当日の開庁時間内に持ち込まれたものを有効とする。

（公述人に関する事項）

第6条 公述人が意見を述べる時間（以下「公述時間」という。）は、原則として1人30分以内で市長が定める時間とする。

（公述人の選定等に関する事項）

第7条 市長は、公聴会の開催に先立ち、運営会議を開くものとする。

2 運営会議は、浜松市都市整備部長（以下「都市整備部長」という。）浜松市都市整備部都市計画課長、都市計画課の職員及び関係課の課長で構成するものとする。

3 運営会議においては、公述人の選定、公述順序、公述時間その他公聴会の運営に必要な事項を検討するものとする。

4 公述人の選定は、公述申出書を提出した者のうち、意見の要旨が都市計画面案に準拠している者を選定するものとする。この場合、公述申出書の意見の要旨を同じくする者が多数いたときは、必要に応じて公述人の選定をすることができる。

5 市長は、公述人に選定された者に対しては、公述人選定通知書（第4号様式）を、公聴会の開催期日の3日前までに通知するものとする。この場合において、第5条第2項又は同条第4項に規定する書面の提出がなされているときは、第5号様式又は第6号様式を併せて通知するものとする。

6 市長は、公述人に選定されなかった者に対しては、公述人不選定通知書（第7号様式又は第8号様式）を、公聴会の開催期日の3日前までに通知するものとする。

（議長に関する事項）

第8条 市長は、規則第6条の規定により、都市整備部長を議長に指名するものとする。

2 市長は、都市整備部長に事故があるときは、浜松市都市整備部次長を議長に指名するものとする。

（公述人の発言等に関する事項）

第9条 議長は、規則第7条第3項の規定により、公述人に次に掲げる言動があった場合は、当該公述人の発言を禁止し、又は退場させることができる。

- (1) 公述申出書の内容に準拠していない発言をした場合
- (2) みだりに傍聴人を煽るような言動をした場合
- (3) その他公聴会の運営を妨害するような言動をした場合

(市の職員による代読)

第10条 議長は、公述人がやむを得ない事由により公聴会に出席できないときは、公述人の発言に代え、公述申出書の意見の要旨を、市の職員に読み上げさせるものとする。

2 議長は、第5条第3項に規定する文書が提出されているときは、公述申出書の意見の要旨とともに市の職員に読み上げさせるものとする。

(質疑に関する事項)

第11条 公述人は、規則第9条の規定により、議長の質疑に応答するときは、議長の質疑の範囲外のことを発言してはならない。

2 議長は、公述人が前項の規定に違反したときは、当該公述人の発言を禁止し、又は公述人を退場させることができる。

(傍聴人)

第12条 公聴会の傍聴を希望する者は、当日直接会場へ来場するものとする。ただし、傍聴できる者は先着順とし、会場の定員までとする。

(秩序の維持に関する事項)

第13条 規則第10条の規定により、議長は、以下に掲げる者の傍聴を認めないものとする。

(1) 酩酊していると認められる者

(2) 形の大小を問わず、旗、のぼり、貼り紙、ビラ、プラカード等を所持する者

(3) はちまき、たすき等を身に付けている者

(4) その他公聴会の秩序を乱すおそれがあると認められる者

2 議長は、傍聴人が以下に掲げる行為を行ったときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(1) みだりに傍聴席を離れること。

(2) 私語、雑談、又は拍手をすること。

(3) 会場内で飲食、又は喫煙をすること。

(4) 大声で議事に批判を加え、又は賛否を表明すること。

(5) みだりに他の傍聴人を煽るような行動をすること。

(6) その他公聴会の運営を妨害するような言動をすること。

(浜松市都市計画審議会への報告等)

第14条 市長は、規則第11条に規定する記録を、当該案件を審議する都市計画審議会に報告するものとする。

(期日等の変更)

第15条 市長は、災害その他やむを得ない事由があるときは、公聴会の期日又は場所を変更することができる。この場合においては、都市計画課にその旨を掲示するほか、必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。(平成14年12月24日)

附 則

この要領は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年5月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

公 述 申 出 書

下記の都市計画の案に対し  
次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

都市計画

年 月 日

（あて先）浜松市長

申出者 住 所 〒

電話番号

（ふりがな）

氏 名

意見の要旨，理由 別紙のとおり

意見を述べるのに要する時間 約 分

- 注意点 1 要旨，理由は800字以内にまとめてください。  
2 かい書で明瞭に記してください。

第2号様式（第5条関係）

申出日 平成 年 月 日

（あて先）浜松市長

申出者氏名

文書による意見提示申出書

平成 年 月 日に開催予定の公聴会に、下記の理由により、文書による意見の提示をすることを申し出ます。

記

文書による意見の提示を申し出る理由

--

第3号様式（第5条関係）

申出日 平成 年 月 日

（あて先）浜松市長

申出者氏名

代理人による意見陳述申出書

平成 年 月 日に開催予定の公聴会に、下記2の理由により、下記1の者を代理人としたいので、申し出ます。

記

1 代理人 住 所

電話番号

(ふりがな)

氏 名

2 代理人による意見陳述を申し出る理由

--

第4号様式（第7条関係）

浜都計第 号  
平成 年 月 日

様

浜松市長 鈴木康友

公述人選定通知書

さきに書面の提出のありました、下記開催の浜松市都市計画公聴会の公述について、公述人に選定されましたので通知いたします。

つきましては、浜松市都市計画公聴会規則及び浜松市都市計画公聴会運営要領を同封いたしますのでご覧下さい。

記

1 開催日時 年 月 日（ ） 時 分

2 開催場所

3 都市計画案

4 公述時間 分程度

上記時間を目安に公述申出書の内容に準拠して公述願います



第5号様式（第7条関係）

浜都計第 号  
平成 年 月 日

様

浜松市長 鈴木康友

文書による意見の提示申出について（通知）

平成 年 月 日付により申出のあった標記について同意します。公聴会当日は、浜松市都市計画公聴会運営要領第10条の規定に基づき、市の職員による文書の読み上げを行います。

第6号様式（第7条関係）

浜都計第 号  
平成 年 月 日

公述人

様

代理人

様

浜松市長 鈴木康友

代理人による意見陳述の申出について（通知）

平成 年 月 日付により申出のあった標記について同意します。  
当日はこの文書を会場へお持ちください。

第7号様式（第7条関係）

浜都計第 号  
平成 年 月 日

様

浜松市長 鈴木康友

公述人不選定通知書

さきに書面の提出のありました、下記開催の浜松市都市計画公聴会の公述については、公聴会の運営に関する会議において、意見の要旨が本都市計画案に準拠していないと判断された為、同封の浜松市都市計画公聴会規則第5条及び浜松市都市計画公聴会運営要領第7条に基づいて選定した結果、選定されませんでしたので通知いたします。

なお、当日の傍聴は会場の許す限り自由にできますので、申し添えます。

記

- 1 開催日時 年 月 日（ ） 時 分
- 2 開催場所
- 3 都市計画案

第 8 号様式（第 7 条関係）

浜都計第 号  
平成 年 月 日

様

浜松市長 鈴木 康 友

公述人不選定通知書

さきに書面の提出のありました、下記開催の浜松市都市計画公聴会の公述については、公聴会の運営に関する会議において、同様の意見を述べようとする方が多数ありましたので、同封の浜松市都市計画公聴会規則第 5 条及び浜松市都市計画公聴会運営要領第 7 条に基づいて選定した結果、選定されませんでしたので通知いたします。

なお、当日の傍聴は会場の許す限り自由にできますので、申し添えます。

記

- 1 開催日時 年 月 日（ ） 時 分
- 2 開催場所
- 3 都市計画案